

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、大学生等の県内における就業を促進するとともに、本県産業を担う人材の確保による雇用創出を図るため、大学等を卒業後に県内に所在する事業所に一定期間就業した者が、奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無利子奨学金 日本学生支援機構無利子奨学金及び日本学生支援機構有利子奨学金に準じると知事が認める無利子奨学金（「奨学金」以外の名称のものを含む。）をいう。
- (2) 有利子奨学金 日本学生支援機構有利子奨学金及び日本学生支援機構有利子奨学金に準じると知事が認める無利子並びに有利子奨学金（「奨学金」以外の名称のものを含む。）をいう。
- (3) 事業所 本社、支社、支店、事業所、工場、事務所等をいう。ただし、法人でない場合は、知事が認めるものに限る。
- (4) 就業 正規職員、役員、個人事業主、家族従業員として就労することをいう。ただし、役員、個人事業主、家族従業員としての就労の場合は、知事が認めるものに限る。
- (5) 大学等 大学（短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校及び専門学校（専修学校専門課程）をいう。
- (6) 既卒者 大学等を助成候補者の認定を申請する年度の前年度末までに卒業した者をいう。
- (7) 離職期間 大学等を卒業した日（既卒者については、助成候補者の認定を受けた年度の末日）の属する月の翌月の初日以降において県内に事業所を置く企業において就業していない期間（初回就業までの期間及び県内に事業所を置く企業の県外に所在する事業所において就業した期間を除く。）をいう。
- (8) 就業期間 大学等を卒業した日（既卒者については、助成候補者の認定を受けた年度の末日）の属する月の翌月の初日以降において県内に事業所を置く企業の県内に所在する事業所において就業した期間をいう。

(交付の対象)

第3条 第1条の補助金を交付する事業の名称は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業とし、補助対象経費、補助金の額、限度額及びその適用期間は、別表に掲げるとおりとする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(期間の計算方法)

第4条 就業期間の計算において、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たな

い端数を生じたときは、これを合計し、その合計日数が、16日に満たないときは、これを切り捨て、16日以上46日未満のときは、1月として計算し、46日以上のときは2月として計算する。

2 離職期間は、初回就業月の初日から離職月数を計算しようとする月の末日までの月数から、就業月数を控除した月数とする。

(助成候補者の認定の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、「とくしま回帰・加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請し、助成候補者の認定を受けなければならない。

- (1) 奨学金の貸与状況を証する書類（第6条第1号により認定を受ける場合に限る。）
- (2) 奨学金の返還状況を証する書類（第6条第2号により認定を受ける場合に限る。）
- (3) 学業成績証明書
- (4) 在籍校の推薦書
- (5) 自薦書（第6条第2号により認定を受ける場合に限る。）
- (6) 進学状況報告書（様式第2号）（第6条第3号により認定を受ける場合に限る。）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(助成候補者の認定要件)

第6条 助成候補者となる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、成績等を勘案して知事から認定を受けた者とする。

- (1) 大学等を助成候補者の認定を申請する年度に卒業する者（3月に卒業する者に限る。）又は翌年度に卒業する者（3月以外に卒業する者を含む。）のうち、次の各号の要件を全て満たす者
 - ア 無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与を受けていた者又は貸与を受けていた者
 - イ 県内に所在する事業所において正規職員として就業を希望する者（公務員を除く。）
 - ウ 大学等を卒業後、県内に住所を有する予定である者
 - エ 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き大学等を修業年限以内に卒業する者
 - オ 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用しない者
- (2) 既卒者のうち、次の各号の要件を全て満たす者
 - ア 大学等在学中に無利子奨学金又は有利子奨学金の貸与を受けていた者で返還残額があり、かつ、滞納額がない者
 - イ 県内に所在する事業所において正規職員として就業を希望する者（公務員を除く。）
 - ウ 知事が別に定める日において県外に住所を有し、本県に移住することを目的に県内に住所を有する予定である者（県内に事業所を置く企業の県外に所在する事業所からの転勤に伴う転入の場合を除く。）
 - エ 知事が別に定める日において県内で就労していない者
 - オ 助成候補者の認定の申請を行う年度の末日の翌日時点において、満30歳以下の者

- カ 病気、けが等やむを得ない事情がある場合を除き大学等を修業年限以内に卒業した者
 - キ 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用していない者
- (3) 徳島県内の高等学校、特別支援学校又は専修学校（高等課程に限る。）から大学（短期大学を除く。）に進学する者及び徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校から大学に編入する者のうち、次の各号の要件を全て満たす者
- ア 日本学生支援機構無利子奨学金（第1種）の貸与を希望する者
 - イ 第1号のイ及びウ及びオの要件を満たす者

（助成候補者の認定）

第7条 知事は、助成候補者の認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、助成候補者として認定すべきと認めたときは、速やかに、助成候補者の認定を行い、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定通知書（様式第3号）により、認定の申請をした者に通知するものとする。

（審査会）

第8条 知事は、助成候補者の認定に関する事項を審議するため、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織及び業務その他必要な事項は、知事が別に定める。

（助成候補者の状況報告）

第9条 第6条第3号による認定を受けた者は、大学を卒業後、大学院に進学した場合には、知事が別に定める期日までに「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者進学状況報告書（様式第4号）により、知事に報告しなければならない。

2 助成候補者は、大学等を卒業した日（大学等を修業年限以内に卒業しなかった場合には修業年限が満了した日。既卒者にあっては助成候補者の認定を受けた年度の末日）の属する月の翌月から補助金の交付申請を行う日までの間の就業状況等を、知事が別に定める期日までに「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者就業状況報告書（様式第5号）により、知事に報告しなければならない。

3 助成候補者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。第12条の決定を受けた後も同様とする。

- (1) 個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）に変更が生じた場合
- (2) 就業先等情報に変更が生じた場合（離職・廃業した場合、転職した場合等）
- (3) 県外へ転出した場合（県外での勤務を命じられた場合、長期研修等による一時的転出の場合等）
- (4) 奨学金の貸与状況に変更が生じた場合（貸与取消、貸与額変更等）
- (5) 奨学金の返還状況に変更が生じた場合（滞納、返還免除、返還猶予等）
- (6) その他報告の必要があると認められる場合

(助成候補者の認定の取消し等)

第10条 知事は、助成候補者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による助成候補者の認定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3号により認定を受けた者が、進学先の大学で日本学生支援機構無利子奨学金の貸与を受けることができなかつた場合
 - (2) 奨学金の貸与を取り消された場合
 - (3) 第6条第1号により認定を受けた者が、修業年限以内に卒業できないことが判明した場合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）
 - (4) 第6条第3号により認定を受けた者が、進学先の学校を修業年限以内に卒業できないことが判明した場合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）
 - (5) 第6条第1号及び3号により認定を受けた者が、大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6月以内（3月以外の卒業者にあっては12月以内）に、県内に事業所を置く企業で就業できなかつた場合（病気、けが等やむを得ない事情による場合は、知事が別に定める期日までとする。）
 - (6) 第6条第2号により認定を受けた者が、助成候補者の認定を受けた年の翌年の9月30日までに、県内に事業所を置く企業で就業できなかつた場合
 - (7) 助成候補者を辞退する申出があつた場合
 - (8) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）により離職した場合
 - (9) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかつた場合
 - (10) 奨学金の返還が免除された場合
 - (11) 奨学金の返還を滞納した場合
 - (12) 離職期間が通算で12月を超えた場合
 - (13) 就業後に県外に転出した場合（県内に事業所を置く企業の県外に所在する事業所への転勤に伴う転出の場合を除く。）
 - (14) 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用した場合
 - (15) 補助対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合
 - (16) 正当な理由がないにも関わらず、大学等を卒業後、県内に住所を有しない場合
 - (17) その他知事が不適当と認めるとき
- 2 第9条の規定による報告がなかつたときは、第7条の規定による助成候補者の認定を取り消すことができる。

(補助金交付申請等)

第11条 就業期間が、通算で36月以上となり補助金の交付の申請をしようとする助成候補者は、知事が別に定める期日までに、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書（勤務地がわかるもの）

- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第12条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、交付決定の効力は、就業期間が通算で3ヶ月を経過した日から生ずる。

2 知事は、前項の決定をしたときは、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第13条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

2 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事に報告しなければならない。

- (1) 奨学金の返還が免除された場合
 - (2) 奨学金返還を滞納した場合
 - (3) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職後、6月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかった場合
 - (4) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職後、12月を超えて県内に事業所を置く企業に就業しなかった場合
 - (5) 自己都合（病気、けが等やむを得ない事情による場合を除く。）による離職期間が通算して6月を超えた場合
 - (6) 会社都合及び病気、けが等やむを得ない事情による離職期間が通算して12月を超えた場合
 - (7) 離職期間が通算で12月を超えた場合
 - (8) 県外に転出した場合（県内に事業所を置く企業の県外に所在する事業所への転勤に伴う転出の場合を除く。）
 - (9) 一定の県内就業を返還免除要件とする公的貸付制度又は給付要件とする公的給付制度を利用した場合
 - (10) 補助対象となる奨学金について、他の奨学金返還免除及び助成制度を併用し、両制度による助成金額が借受総額を超える場合
 - (11) 奨学金の返還が猶予された場合
 - (12) 補助事業者を辞退する場合
- 3 奨学金の返還を猶予されている期間は、補助金の交付を行わないこととする。

(軽微な変更)

第14条 規則第5条第1項第2号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島県内の住所の変更
- (2) 奨学金返還残高の変更
- (3) 氏名の変更

(変更の承認の申請等)

第15条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は第13条第2項各号に掲げる事項に該当することとなったときは、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 離職及び就職の状況がわかる書類
- (2) 住民票の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由並びに就業、居住及び奨学金返還の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、毎年度、知事が別に定める期日までに、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業就業状況報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書(勤務地がわかるもの)
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の概算払)

第17条 知事は、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 概算払の額は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付決定通知書(様式第7号)(補助事業の変更があった場合には、変更交付決定通知書)に年度ごとに記載された額以内とする。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、補助金請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第18条 規則第11条の実績報告書は、様式第11号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

 - (1) 在職証明書(勤務地がわかるもの)
 - (2) 住民票の写し
 - (3) 奨学金の返還状況を証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業を完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第19条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第10号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第20条 知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の受領委任等)

第21条 補助事業者は、必要に応じて、補助金を奨学金の返還に充てるため、補助金の受領を奨学金貸与団体に委任することができる。

- 2 前項の場合における補助金の支払は、奨学金貸与団体に対して行うものとする。
- 3 奨学金貸与団体への奨学金の返還が完了した場合には、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第22条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第13条第2項各号に該当することが判明した場合
 - (2) 第9条第3項各号及び第16条の規定による報告がなかった場合
 - (3) 正当な理由がないにも関わらず、県内に住所を有しない場合
 - (4) その他知事が不適当と認めるとき
- 2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類)

第23条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(書類の提出部数等)

第24条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、知事に提出しなけ

ればならない。第6条第3号により助成候補者の認定を受けようとする者については、在籍学校長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年12月21日から施行し、平成27年度助成候補者の認定から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年2月25日から施行し、平成27年度助成候補者の認定（第2回募集分）から適用する。
- 2 平成27年度の助成候補者の認定においては、平成27年4月1日から平成28年2月29日までの間に大学等を卒業した者が、平成28年3月31日時点で就業していない場合は、平成28年3月に卒業した者とみなす。
- 3 平成27年度の助成候補者の認定においては、第6条第2号のウの規定にある「助成候補者の認定の申請を行う年度の9月1日時点において県外に住所を有し、本県への移住を希望する者」を「助成候補者の認定の申請を行う年度の2月25日時点において県外に住所を有し、本県への移住を希望する者」に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行し、平成28年度助成候補者の認定から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月22日から施行し、平成29年度助成候補者の認定から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行し、令和元年度助成候補者の認定から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の要綱は、令和2年4月1日以後に助成候補者の認定を受ける者及び同日以後に交付決定を受ける者並びにこの要綱の施行の日において助成候補者又は補助事業者である者について適用する。
- 3 平成27年度に助成候補者の認定を受けた者については、改正後の要綱（第9条、第11条、第12条、及び第14条以後の規定を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の要綱に定める様式による書類は、改正後の要綱に定める様式により提出された書類とみなす。

別表

補助対象経費	補助金の額	限度額	適用期間
大学等在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた無利子奨学金の返還に要する経費	無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額（既卒者については、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と助成候補者の認定を受けた年度の末日における無利子奨学金返還残額とを比較していざれか少ない方の額）を基準額とし、最初の就業期間3ヶ月分については、基準額を5で除して得た額を、3ヶ月を超える就業期間については1月当たり、基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、知事が特に必要と認めるものは別に定める。	1,000千円（ただし短期大学にあっては500千円、専門学校（専修学校専門課程）にあっては800千円）と基準額とを比較していざれか少ない方の額	就業日から8年（大学等を修業年限以内に卒業しなかった場合には、修業年限が満了した日の属する月の翌月から起算して9ヶ月（卒業後、就業するまでに要した日数がある場合には、その日数を加算する）を経過する日までの期間のうち就業日以降の期間）。ただし、知事が特に必要と認めるものは、別に定める。
大学等（短期大学、専門学校（専修学校専門課程）は除く）在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた有利子奨学金の返還に要する経費	有利子奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額（既卒者については、有利子奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額と助成候補者の認定を受けた年度の末日における有利子奨学金返還残額とを比較していざれか少ない方の額）を基準額とし、最初の就業期間3ヶ月分については、基準額を5で除して得た額を、3ヶ月を超える就業期間については1月当たり、基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、知事が特に必要と認めるものは別に定める。	700千円と基準額とを比較していざれか少ない方の額	1,000千円と基準額とを比較していざれか少ない方の額
大学等（短期大学、専門学校（専修学校専門課程）は除く）在学時（高等専門学校については、4年、5年及び専攻科在学時に限る。）に借り入れた無利子及び有利子奨学金の返還に要する絏費	無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額（既卒者については、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と助成候補者の認定を受けた年度の末日における無利子奨学金返還残額とを比較していざれか少ない方の額）が700千円を超える場合は、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額（既卒者については、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と助成候補者の認定を受けた年度の末日における無利子奨学金返還残額とを比較していざれか少ない方の額）を基準額とし、最初の就業期間3ヶ月分については、基準額を5で除して得た額を、3ヶ月を超える就業期間については1月当たり、基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、知事が特に必要と認めるものは別に定める。	700千円と基準額とを比較していざれか少ない方の額	700千円と基準額とを比較していざれか少ない方の額
	無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額（既卒者については、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額と助成候補者の認定を受けた年度の末日における無利子奨学金返還残額とを比較していざれか少ない方の額）が700千円に満たない場合は、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額に有利子奨学金の借受総額に3分の1を乗じて得た額を加算した額（既卒者については、無利子奨学金の借受総額に2分の1を乗じて得た額を加算した額と助成候補者の認定を受けた年度の末日における無利子及び有利子奨学金返還残額とを比較していざれか少ない方の額）を基準額とし、最初の就業期間3ヶ月分については、基準額を5で除して得た額を、3ヶ月を超える就業期間については、基準額を5で除して得た額を、3		

6月を超える就業期間については1月当たり、基準額を60で除して得た額を助成するものとする。ただし、知事が特に必要と認めるものは別に定める。

注1 第13条第2項各号に該当した場合は、該当することとなった日の翌日以降を離職期間とみなして補助金の額を算出するものとする。

注2 大学等を修業年限以内に卒業しなかった者については、修業年限が満了した日の属する月の翌月から大学等を卒業した日の属する月までの期間が12月を超える場合には、超える期間を離職期間とみなして補助金の額を算出するものとする。

様式第1号その1（第5条関係）

徳島県知事 殿

年 月 日

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	住 所	〒			
	ふりがな 氏 名				
	生年月日	年 月 日 生			
	電話番号	自宅	携帯		
	メールアドレス				
	近親者連絡先	住所 氏名	電話番号		
修 学 先	名 称				
	在籍学年及び 入 学 年 月 卒業(予定)年月	年	年 生 月 入学 月 卒業 (予定)		
	出身高校所在地 (都道府県)				
借受奨学金	名 称				
	区 分	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子
	金 額	月額 総額	円 円	月額 総額	円 円
	借受期間	年 年 月 から 月 まで		年 年 月 から 月 まで	
就業希望分野	4分野への就業 希望の有無 と分野名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は分野名を記載 ()			
内 定 等	内定等の有無と 内定等を得た業種	<input type="checkbox"/> 内定 (業種 :) <input type="checkbox"/> 内々定 (業種 :) <input type="checkbox"/> 無			
<p>私は、助成候補者に認定された場合、徳島県が認証した「奨学金返還支援サポート企業」からの情報提供を受けるために必要な情報（住所、氏名、生年月日、学校名、学部学科名、学年、電話番号、メールアドレス）を当該企業に提供することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(記名)</p>					
申請には同意が必要です。					

注1 修学先名称は学部、学科等すべて記載すること。

注2 就業希望分野は、徳島県で雇用創出が期待される産業分野として選定した4分野（募集要項P 6）に該当する場合は分野名を記載すること。

注3 内定等を得た業種は、その業種を日本標準産業分類の中分類で記載すること。

様式第1号その2（第5条関係）

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請理由書

住所	氏名
1 申請の動機 * 400字程度 (応募に至った理由、将来徳島に貢献できると思うことなどについて記載)	
2 修学先での専門分野及び研究内容 * 400字程度 (取り組む研究の概要、その結果得られる技量、資格などについて記載)	
3 就業を希望する産業分野及びその理由 * 400字程度 (就業を希望する産業分野、職種、修学先で得た知識技量の活かし方などについて記載)	
4 資格等 * 現在保有するものについて記載	
5 修業年限で卒業（修了）していない場合はその理由	

【様式】

推 薦 書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所
大学等名
職名
氏名

次の者は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者として適当であると認められますので推薦いたします。

氏 名	
生年月日	年 月 日
学 部 等	
学 科 等	
所 見 (人物・成績等)	
備 考	

注 本推薦書は、厳封の上、被推薦者へ渡してください。

【様式】

自 薦 書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名

生年月日	年 月 日
卒業(修了) 大学名	
学部等	
学科・専攻等	
自己P.R. (人物・成績等)	
職歴	

注 職歴は直近のものから、就業期間と併せて記載してください。

様式第1号その3（第5条関係）

年　月　日

徳島県知事 殿

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	学校名			
	ふりがな 氏名			
	生年月日	年	月	日
	住所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
メールアドレス				
保護者	氏名	続柄		
	住所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
修学予定先 (第三希望まで記載)	第1希望 名	大学	学部	
	第2希望 名	大学	学部	
	第3希望 名	大学	学部	
	大学の 卒業予定年月	年	月	大学卒業予定
借り受ける 日本学生支 援機構奨学 金	借受予定期間	第一種奨学金（無利子） 月額	総額	円
		円		
就業希望分 野	4分野への就業 希望の有無 と分野名	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は分野名を記載 ()		
私は、助成候補者に認定された場合、徳島県が認証した「奨学金返還支援サポート企業」からの情報提供を受けるために必要な情報（住所、氏名、生年月日、学校名、学部学科名、学年、電話番号、メールアドレス）を当該企業に提供することに同意します。				
年　月　日		(記名)		申請には同意が必要です。
保護者同意欄		(保護者記名)		

注1 修学予定先の名称は、学部まですべて記載してください。

注2 日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与基準（学力・家計等）を満たすことが必要です。

注3 就業希望分野は、「徳島県で雇用創出が期待される産業分野として選定した4分野」（募集要項P6）に該当する場合は分野名を記載してください。

様式第1号その4（第5条関係）

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請理由書

学校名	氏名
1 申請の動機 * 200字程度 (なぜ、将来徳島で働きたいと考えますか。)	
2 修学予定先で学習したい専門分野及び研究内容 * 200字程度 (修学予定先で、どんなことを学んだり研究したりしたいですか。また、身につけたい技術や資格等がありますか。)	
3 就業を希望する産業分野及びその理由 * 200字程度 (将来、どんな仕事に就きたいですか。また、修学先で得られた知識や技術を、どのように活かしたいですか。)	

【様式】

推 薦 書

年 月 日

徳島県知事 殿

所在地
学校名
校長名

印

次の者は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者として適当であると認められますので推薦いたします。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
学 年	
所 見 (人物・成績等)	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住	姓
氏	名
電	所
	名
	話

進学状況報告書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者募集要項の規定により、次のとおり報告します。

申請者	氏 名			
	(進学後の) 住 所	〒		
	(進学後の) 電 話 番 号	自宅	携帯	
	(進学後の) メールアドレス			
	生 年 月 日	年	月	日
修学先	名 称	大学	学部	学科
	卒 業 予 定	年	月	

私は、助成候補者に認定された場合、徳島県が認証した「奨学金返還支援サポート企業」からの情報提供を受けるために必要な情報（住所、氏名、生年月日、学校名、学部学科名、学年、電話番号、メールアドレス）を当該企業に提供することに同意します。

年 月 日

(記名)

申請には同意が必要です。

注 修学先名称については学部、学科、課程についてすべて記載してください。
 進学先が決定してから提出してください。

様式第3号（第7条関係）

年 第月
号日

様

徳島県知事

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定通知書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり助成候補者として認定したので通知します。

助成候補者	住 所	〒	
	氏 名		
	生 年 月 日		
修 学 先	名 称		
	入学(予定)年月		
	卒業(予定)年月		
借受奨学金	名 称		
	区 分		
	金 額	円／月 総額 円	円／月 総額 円
	借受(予定)期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで

- 注1 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第10条の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、助成候補者の認定を取り消すことができる。
- 注2 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に該当する場合は、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者進学状況報告書（様式第4号）を提出すること。
- 注3 「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づく「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者就業状況報告書（様式第5号）を提出すること。

様式第4号（第9条関係）

年　月　日

徳島県知事 殿

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者進学状況報告書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、大学を卒業後、大学院に進学したことを報告します。

助成候補者	住 所	〒		
	氏 名			
	電話番号			
進学先大学院の情報	名 称	大学院	研究科	専攻
	所 在 地	〒		
	修了予定		年	月
日本学生支援機構奨学生借受状況 (大学)	区 分	無利子	有利子	
	借受金額	総額 円	総額 円	
	返還残高	円		円
日本学生支援機構奨学生借受状況 (大学院)	区 分	無利子	有利子	
	借受金額	円／月 (総額 円)	円／月 (総額 円)	
	借受予定期間			

※関係書類 奨学生の貸与状況を証する書類

※借受総額は、貸与期間が終了した時点の借受（見込）金額を記載してください。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者就業状況報告書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、
年 月 日までの就業状況等について、関係書類を添えて報告します。

助成候補者	住 所	〒		
	氏 名			
	電話番号			
大学等卒業年月		年 月 卒業 ・ 卒業見込		
就業状況等	年 月 日	就業月数	就業先	所在地
	年 月 日から まで			電話
	年 月 日から まで			電話
	年 月 日から まで			電話
	年 月 日から まで			電話
奨学金借受 ・返還状況	名 称			
	区 分	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 有利子	
	借受金額	総額 円	総額 円	
	返還残高	円	円	

※関係書類

- 1 在職証明書（初回報告時及び変更があった場合に限る。）
- 2 住民票の写し（初回報告時及び変更があった場合に限る。）
- 3 奨学金の返還状況を証する書類
- 4 大学等を修業年限以内で卒業できない場合は、その理由書（任意様式）
- 5 その他知事が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

年　月　日

徳島県知事 殿

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付申請書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の交付を受けたいので、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	〒			
	氏名				
	電話番号				
大学等卒業年月		年　月　卒業			
就業状況等	年　月　日	就業月数	就業先	所在地	
	年　月　日から まで			電話	
	年　月　日から まで			電話	
	年　月　日から まで			電話	
	年　月　日から まで			電話	
奨学金借受 ・返還状況	名称				
	区分	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子
	借受金額	総額	円	総額	円
	返還残高		円		円

※関係書類

- 1 在職証明書
- 2 住民票の写し
- 3 奨学金の返還状況を証する書類
- 4 離職がある場合には、離職日が確認できる書類

様式第7号（第12条関係）

徳島県指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました 年度「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）第4条の規定により、次のとおり交付します。

年 月 日

徳島県知事

1 交付決定額	金	円
年度		円

2 補助期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 条 件

徳島県補助金交付規則及び「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱を守ること。

様式第8号（第15条関係）

年　月　日

徳島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の内容の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名

年度「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業

2 補助金の交付の指令番号

年　月　日付け徳島県指令 第　号

3 変更（中止）の内容

変更（中止）の理由

変更前

変更後

変更になった日

年　月　日

4 関係書類

- (1) 總職及び就職の状況が分かる書類
- (2) 住民票の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業就業状況報告書

「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金交付要綱第16条の規定により、
年 月 日までの就業状況等について、関係書類を添えて報告します。

補助事業者	住 所	〒			
	氏 名				
	電話番号				
大学等卒業年月		年 月 卒業			
就業状況等	年 月 日	就業月数	就業先	所在地	
	年 月 日から まで			電話	
	年 月 日から まで			電話	
	年 月 日から まで			電話	
	年 月 日から まで			電話	
奨学金借受 ・返還状況	名 称				
	区 分	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 有利子
	借受金額	総額	円	総額	円
	返還残高		円		円

※関係書類

- 1 在職証明書
- 2 住民票の写し
- 3 奨学金の返還状況を証する書類
- 4 離職がある場合には、離職日が確認できる書類

様式第10号（第17条、第19条関係）

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者

住 所

氏名

電 話 番 号

右の金額を請求します。請求金額

摘要		
補助事業名		
補助指令金額		
補助指令年月日		
補助指令番号		
補助額	既受領額	
	今回請求額	
	残額	
請求区分	1 精算 2 概算	

口座振込先
金融機関名 () 店舗名 ()
預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)
口座番号
(右づめ)
口座名義 (カタカナ書き)
()

様式第11号（第18条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県補助金交付規則第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名
年度「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業

2 補助金の交付の指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 事業実績

就業状況等	年月日	就業月数	就業先	所在地
	年月日からまで			電話
奨学金借受・返還状況	名 称			
	区 分	無利子・有利子		無利子・有利子
	借受金額	総額	円	総額 円
	返還残高		円	円

4 関係書類

- (1) 在職証明書（在任地が分かるもの）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

受領委任状様式（第21条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

申出者 住所
(委任者)

氏名

電話番号

「とくしま回帰」加速・産業人材支援補助金の受領に関する委任状

私は、次の者に、「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者住所

氏名

代表者

電話番号

(参考様式)

在職証明書

氏名			
生年月日	年 月 日		
現住所	〒 —		
入社年月日			
職種			
現在の所属部署 (勤務場所)	本社 (所在地)	事業所 部 部	課 課
現在の職務内容			

上記の者は当社の正規職員であることを証明いたします。

年 月 日

事業所 所在地 〒 —
名 称 —
代表者名 —
電話番号 —

印

記入担当者 所属部署
役職・氏名
連絡先

注 正規職員とは、期間を定めずに雇用されている者をいいます。

(参考様式)

退職証明書

殿

次のとおり、あなたは当社を退職したことを証明します。

退職年月日	年 月 日
使用期間	
業務の種類	
その事業における地位	
離職以前の賃金	
退職の事由	<p>1 離職者の自己都合による 2 定年、労働契約期間満了等による 3 事業主からの勧奨による 4 その他 (具体的に) による) 5 解雇 (具体的に) による)</p>

年 月 日

事業主氏名又は名称
使用者職氏名

印